

池上彰の

「マンガで分かる」 投票ガイドブック

TOHYO GUIDEBOOK 2016



投票に
行こう!



公益財団法人 明るい選挙推進協会

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



公益財団法人 明るい選挙推進協会

発行・公益財団法人 明るい選挙推進協会 〒100-0002 東京都千代田区一番町13-3 ラウンジアコースト1番町7階
TEL: 06-6808-0981 FAX: 06-6515-0780 http://www.akaruisenkyo.or.jp/

宝くじは、みなさまの 豊かな暮らしに役立っています。



点字本レシビ集

冊子
「フラッグフットボール作戦ブック」

ベンチ

さくらの若木植栽

一輪車

パブリックアート

冊子
「おやこの食育教室
(三角巾付)」

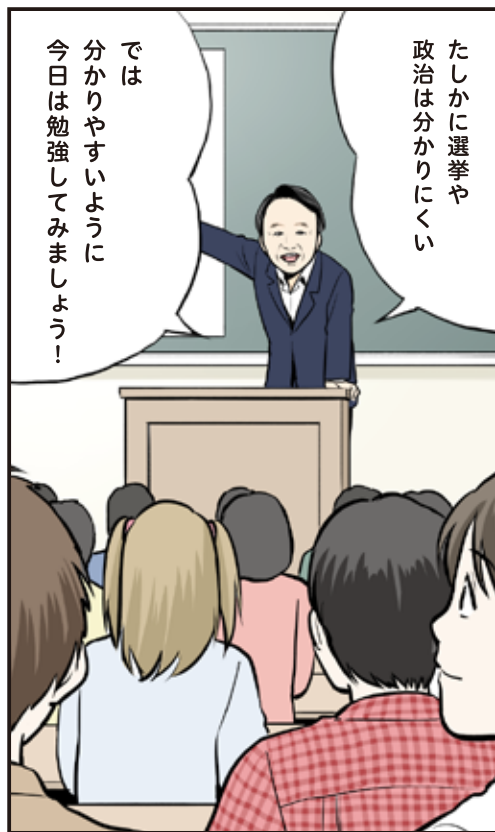
胸部X線検診車

宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、
少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、
さまざまなかたちで、みなさまの暮らしに役立っています。

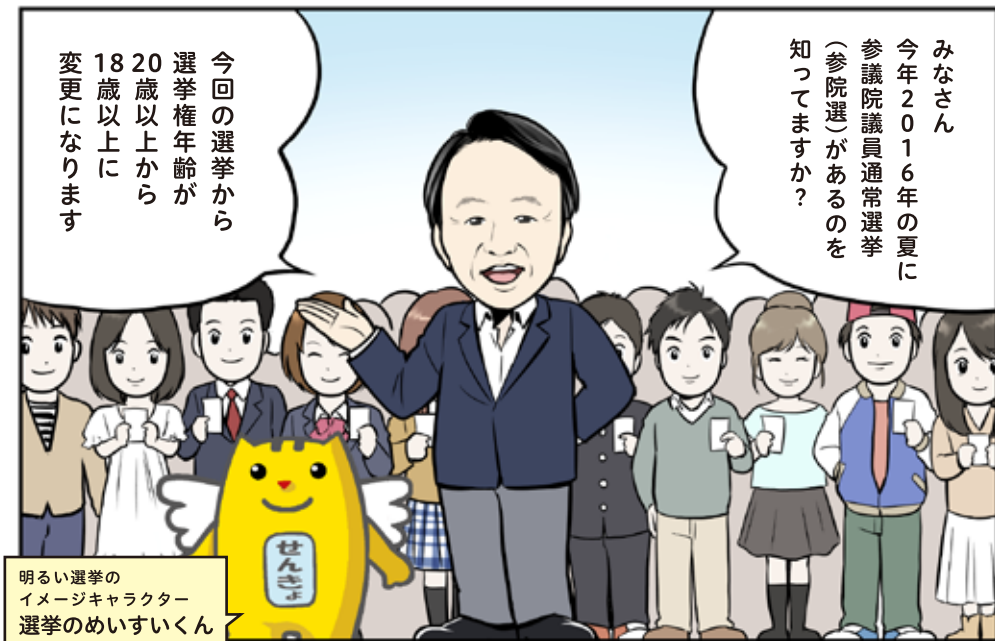
一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
http://jta-takarakuji.or.jp/



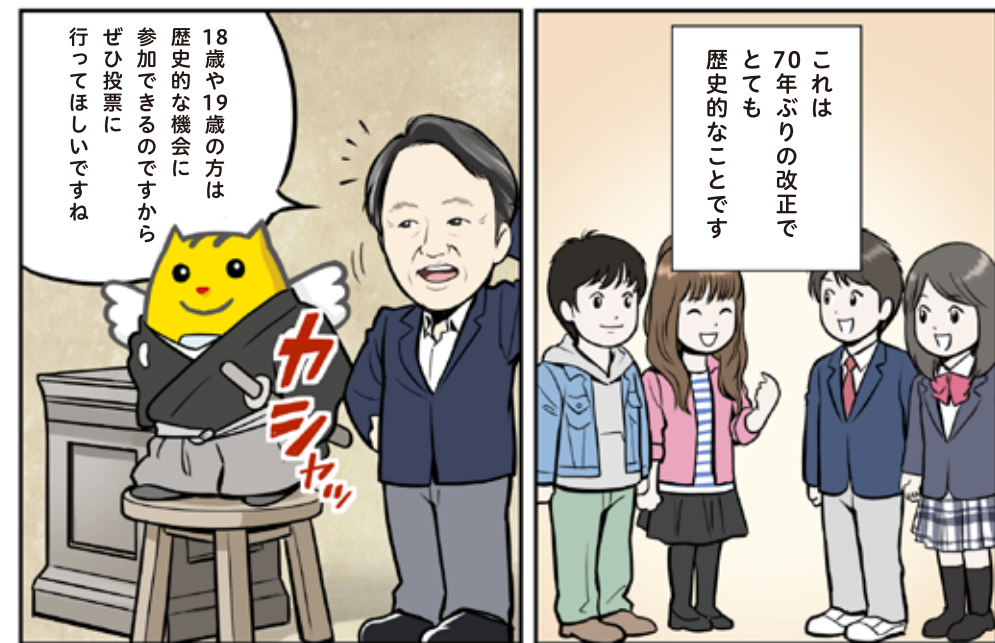


ホームルーム **HR** **選挙権年齢が、18歳からに!**



時間割(目次)

HR	選挙権年齢が18歳からに!	P 2
1限目	選挙は何のためにするの?	P 4
2限目	選挙に行かないとどうなるの?	P 6
3限目	候補者ってどうやって選べばいいの?	P 9
4限目	選挙のしくみってどうなってるの?	P14
5限目	投票ってどうやるの?	P16
6限目	引っ越ししたら、どうなるの?	P18
最終講義	当日投票できないときはどうするの?	P20





国会議員の給料もそうですね

これらの施設で働く公務員さんたちの給料も税金で支払われています



道路や信号や橋 地下鉄・空港など

他にもありますが 様々な公共の施設に使われています

1 限目 選挙は何のためにするの?



みなさんは 買い物や税金を払って消費税という税金を払ってますよね

そして就職をしたら 所得税や住民税も払うことになります



選挙なんて自分には関係ないと思いませんか?

選挙が自分たちの暮らしとどう関係しているのか まずは勉強してみましょう



だから選挙でしっかりした考えを持つ候補者を選ぶことが大切なんです



私たちが納めた税金を どう使うかその使い道を「予算」という形で決めるのが議員です

私たちが払った大切な税金を無駄遣いされたくないですよ



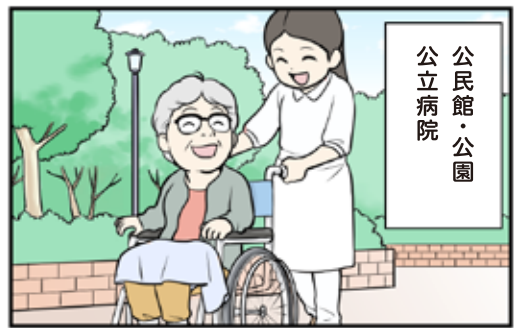
身近なところでは 学校・図書館



ではその税金はどのように使われるのでしょうか



消防署・警察署 市役所・区役所



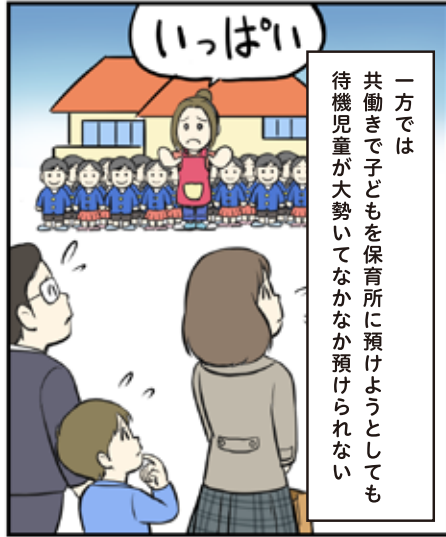
公民館・公園 公立病院



たとえば
高齢者への年金や
介護の予算は
年々増えています

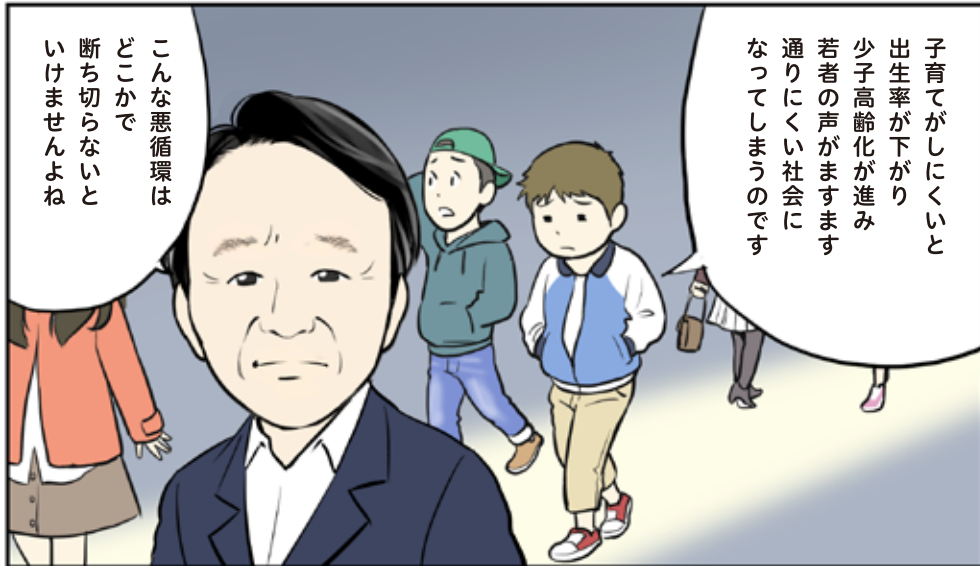


そんな
子育てがしにくい
社会になっています



いっぱい

一方では
共働きで子どもを保育所に預けようとしても
待機児童が大勢いてなかなか預けられない



こんな悪循環は
どこかで
断ち切らないと
いけませんよ

子育てがしにくいと
出生率が下がり
少子高齢化が進み
若者の声が進まず
通りにくい社会に
なってしまうのです

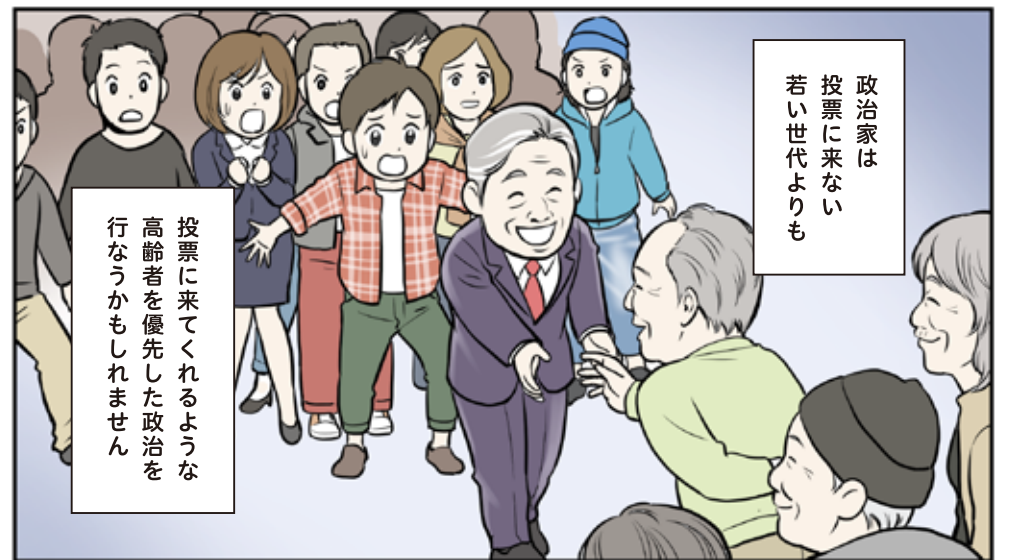
2限目 選挙に行かないとどうなるの?



でも若者たちが
投票に行かないと
どうなるか
思いますか?



自分ひとり
投票に行かなくても
問題ないだろうと
思っている人も
いるんじゃない
でしょうか



政治家は
投票に来ない
若い世代よりも

投票に来てくれるような
高齢者を優先した政治を
行なうかもしれません

3限目

候補者ってどうやって選べばいいの？

投票に行くにしても誰に投票すればいいかの政党に投票すればいいかわからないそんな方も多いと思います

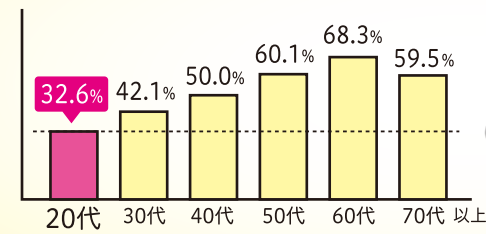
ではその判断材料をどうやって得るか

まず候補者のポスターで候補者の顔がわかります

2013年の法改正でインターネットを使った選挙運動ができるようになりましたネットを使う若者には便利ですね

候補者のホームページやブログ・SNSなどでその人の政策や考え方を人柄をチェックしてみましょう

第47回衆院選の年代別の投票率比較



投票率のデータを見てみると20代の投票率は約30%投票しているのは3人に1人というのが現状です

高齢者だけでなく若者の票も得るために若者にも目を向けた政策を考えるようになりますよね

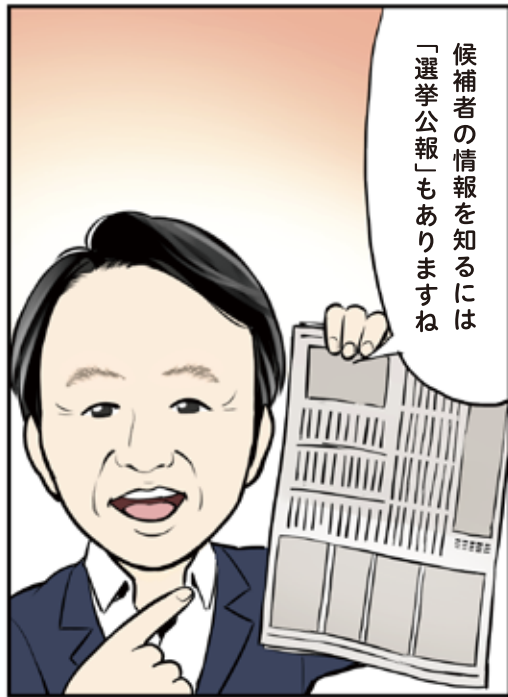
20代の人たちに加え18歳19歳の約240万人がみんな選挙に行くようになれば政治家たちも無視できません

そうすることで若者たちも含め全世代の人たちが暮らしやすい国に変わっていくんじゃないでしょうか

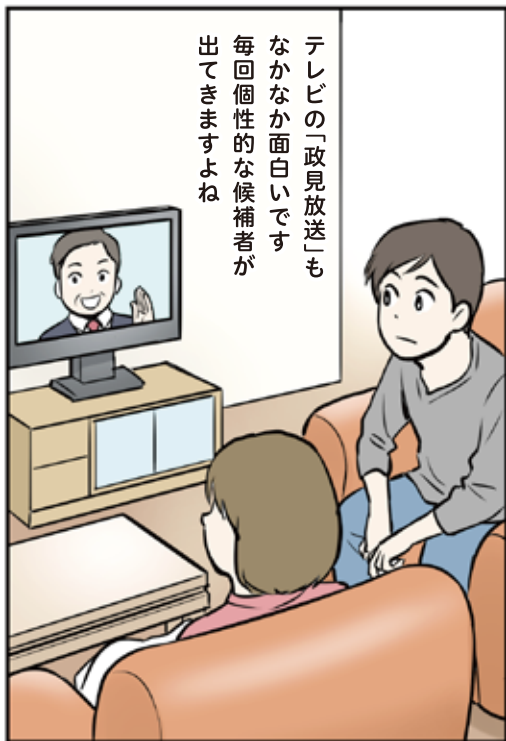
誰に入れるかの政党に入れるかももちろん重要ですがまずは選挙に行き若者の投票率をあげることで「若者もちゃんと見てるぞ」という姿勢を政治家に示すことが大事ですね



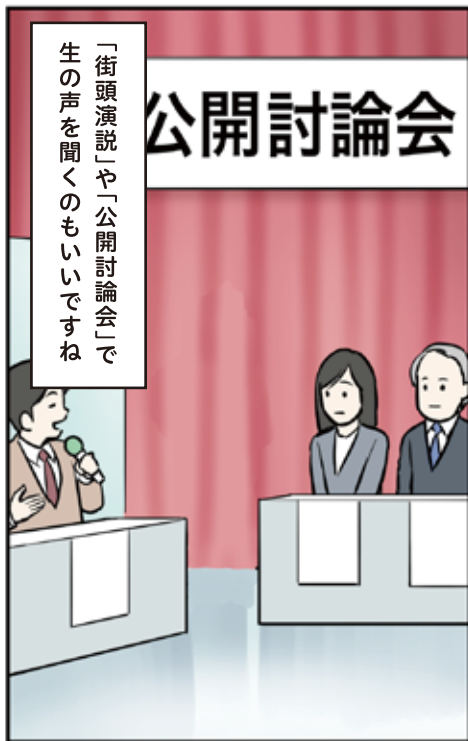
これは投票日の2日前までに
世帯ごとに届けられるものです
候補者のプロフィールや
政策などが記載されて
インターネットでも見ることができます



候補者の情報を知るには
「選挙公報」もありますね

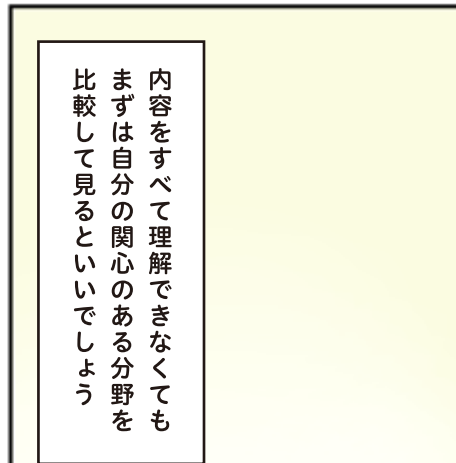


テレビの「政見放送」も
なかなか面白いです
毎回個性的な候補者が
出てきますよね

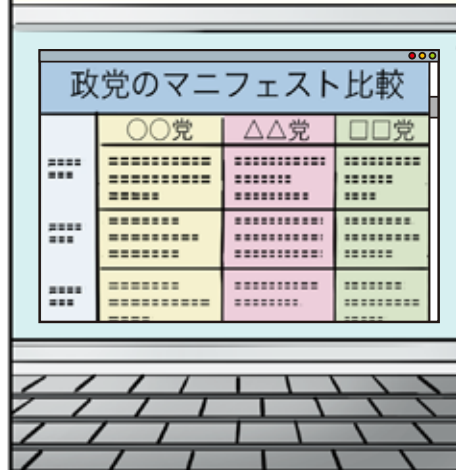


公開討論会

「街頭演説」や「公開討論会」で
生の声を聞くのもいいですね



内容をすべて理解できなくても
まずは自分の関心のある分野を
比較して見るといいでしょう



政党のマニフェスト比較

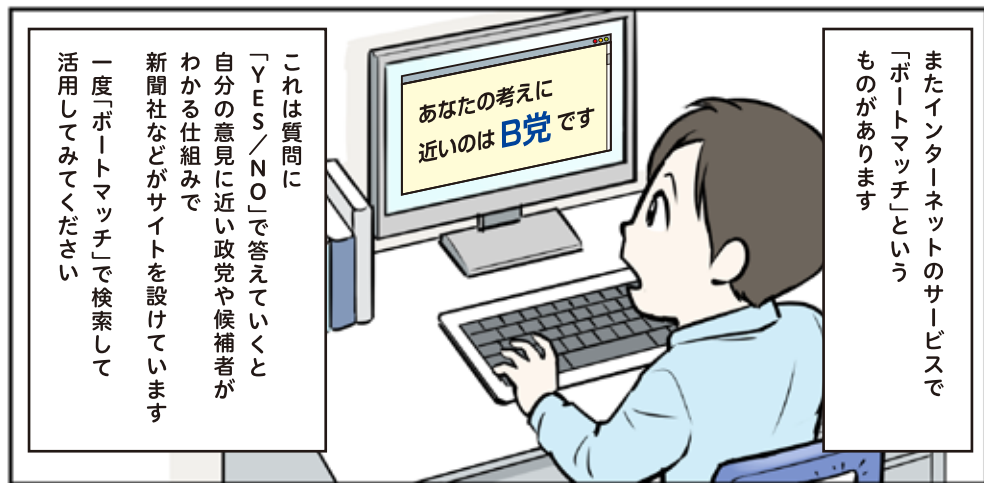
	〇〇党	△△党	□□党
経済	削減	削減	削減
教育	削減	削減	削減
福祉	削減	削減	削減
環境	削減	削減	削減
外交	削減	削減	削減
防衛	削減	削減	削減
その他	削減	削減	削減



当選したら
どんなことを実現させるか
約束事として発表するものを
「選挙公約」または
「マニフェスト」といいます
候補者選びで最も比較しやすいのが
この「選挙公約」でしょう
「選挙公約」を印刷したパンフレットは
街頭演説の時や選挙事務所で
もらうことができます



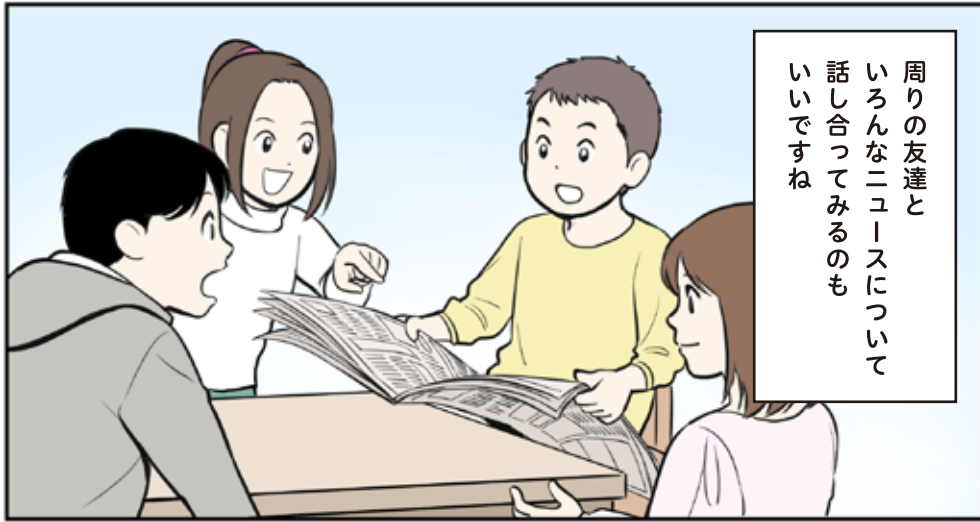
各新聞社が公開する
政党の政策比較ページや
まとめサイトを見るのも
分かりやすくオススメです



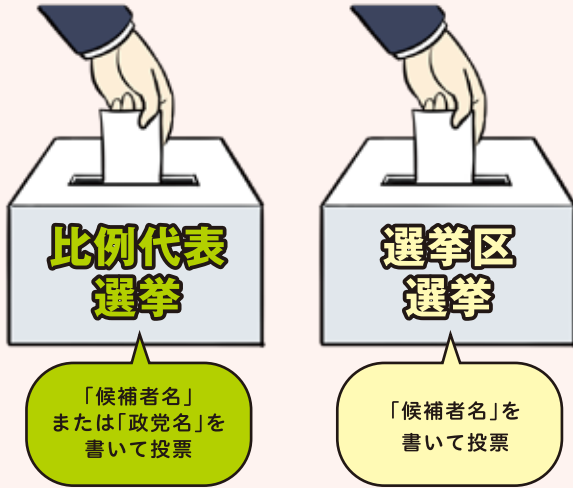
これは質問に
「YES/NO」で答えていくと
自分の意見に近い政党や候補者が
わかる仕組みで
新聞社などがサイトを設けています
一度「ポートマッチ」で検索して
活用してみてください

あなたの考えに
近いのは **B党** です

またインターネットのサービスで
「ポートマッチ」という
ものがあります



参院選はこの2つでワンセット



「選挙区選挙」では候補者を記載して投票
 「比例代表選挙」では候補者名または政党名を
 いずれかを記載して投票します

「候補者名」
 または「政党名」を
 書いて投票

「候補者名」を
 書いて投票

衆議院

参議院

475人 小選挙区選出 295人 比例代表選出 180人	議員定数	242人 選挙区選出 146人 比例代表選出 96人
4年	任期	6年 (3年ごとに半数ずつ改選)
満 18歳 以上の 日本国民	選挙権	満 18歳 以上の 日本国民
満 25歳 以上の 日本国民	被選挙権	満 30歳 以上の 日本国民
あり	解散	なし

日本は、**衆議院**と**参議院**の二院制。
 片方の議院で議決された内容を、もう片方の
 議院で違う立場や角度からさらに検討して、
 慎重に審議を行うためです。

※定数は平成28年5月1日現在

参院選と
 衆院選の違いは
 まとめると
 このようになってます



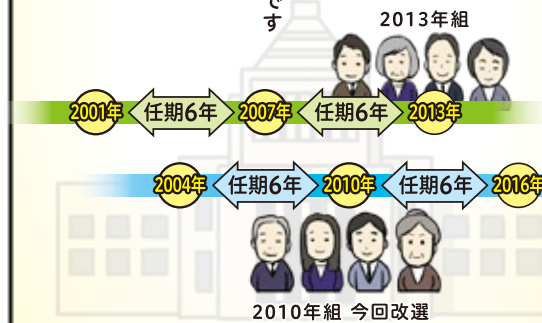
4限目

選挙のしくみってどうなってるの？

さて選挙のしくみに
 ついても勉強してみよう
 2016年の夏には
 参議院議員通常選挙が
 行なわれます
 場合によっては
 衆議院議員総選挙も
 行なわれるかもしれません



参議院議員の任期は
 6年ですが3年に1度
 定員の半数ずつ
 選挙が行なわれます
 参議院と衆議院の
 選挙が重なって
 国会議員が誰も
 いなくなるのを防ぐためです
 そのため参議院は
 任期が3年ずつずれた
2つのグループに
 分かれてるんです



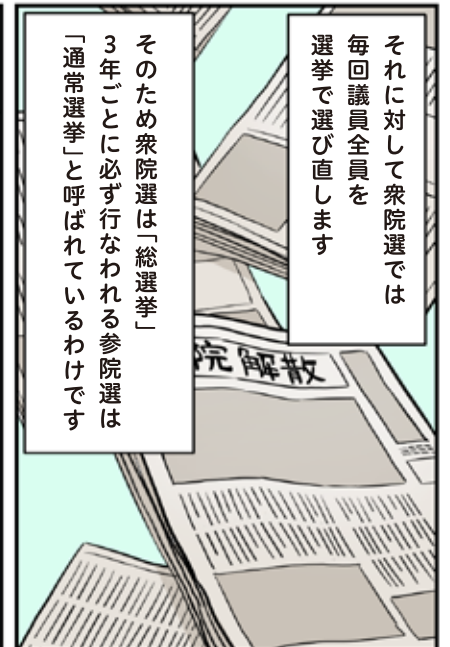
参院選は都道府県ごとに
 2~12人を選出する「選挙区選挙」と
 全国を1つの選挙区として
 政党が集めた票の数によって
 議席を分けあう「比例代表選挙」が行なわれます



※鳥取県と島根県、徳島県と高知県はそれぞれ1区

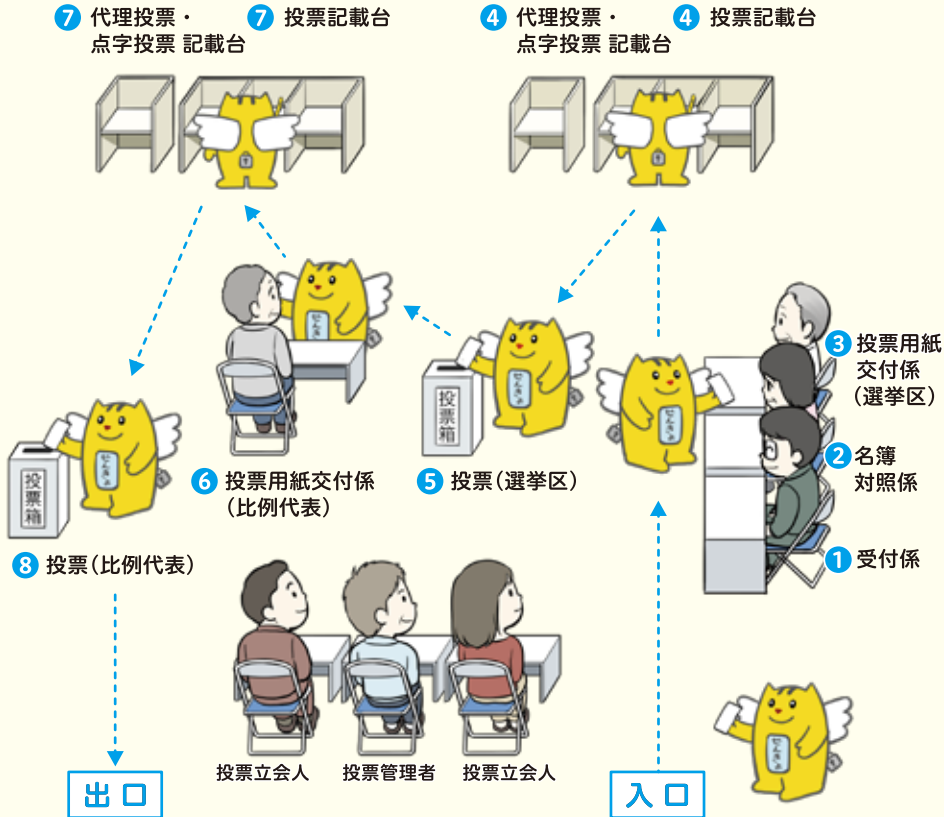
それに対して衆院選では
 毎回議員全員を
 選挙で選び直します

そのため衆院選は「総選挙」
 3年ごとに必ず行なわれる参院選は
 「通常選挙」と呼ばれているわけです



とってもカンタン投票手順 (参院選の場合)

数分で
終わります!



投票は朝から夜まで!

投票時間は、朝7時～夜8時。地域によっては夜8時前に閉まる投票所もあるので、事前に投票所入場券で確認しましょう

無効投票に注意!

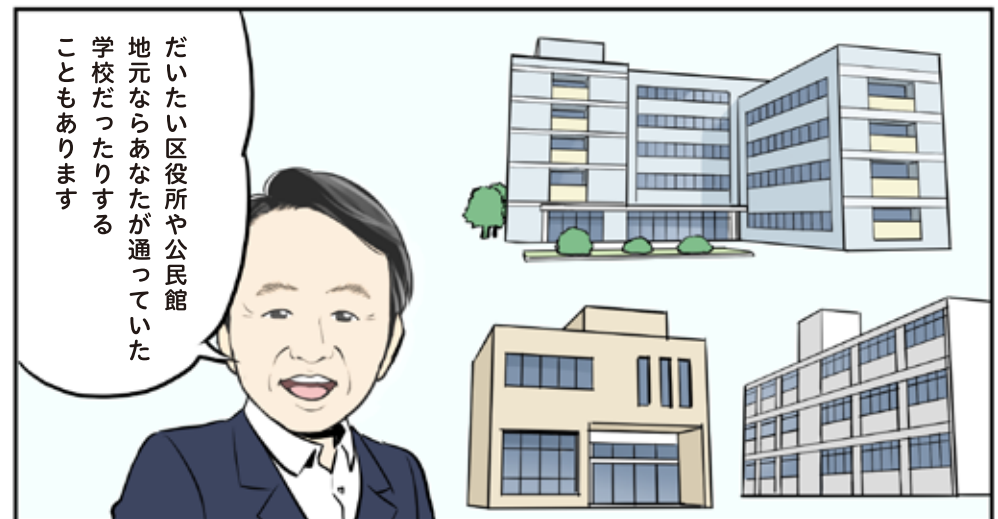
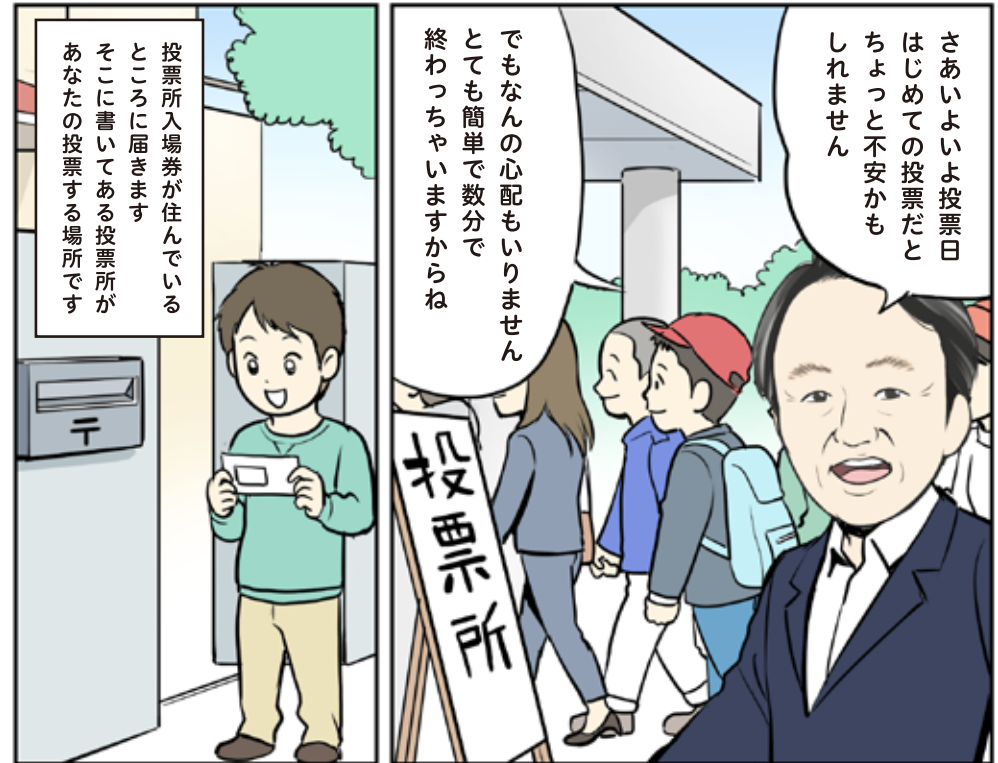
投票用紙に余計なことを書くと、投票が無効になるので気をつけましょう

なくしてもOK!

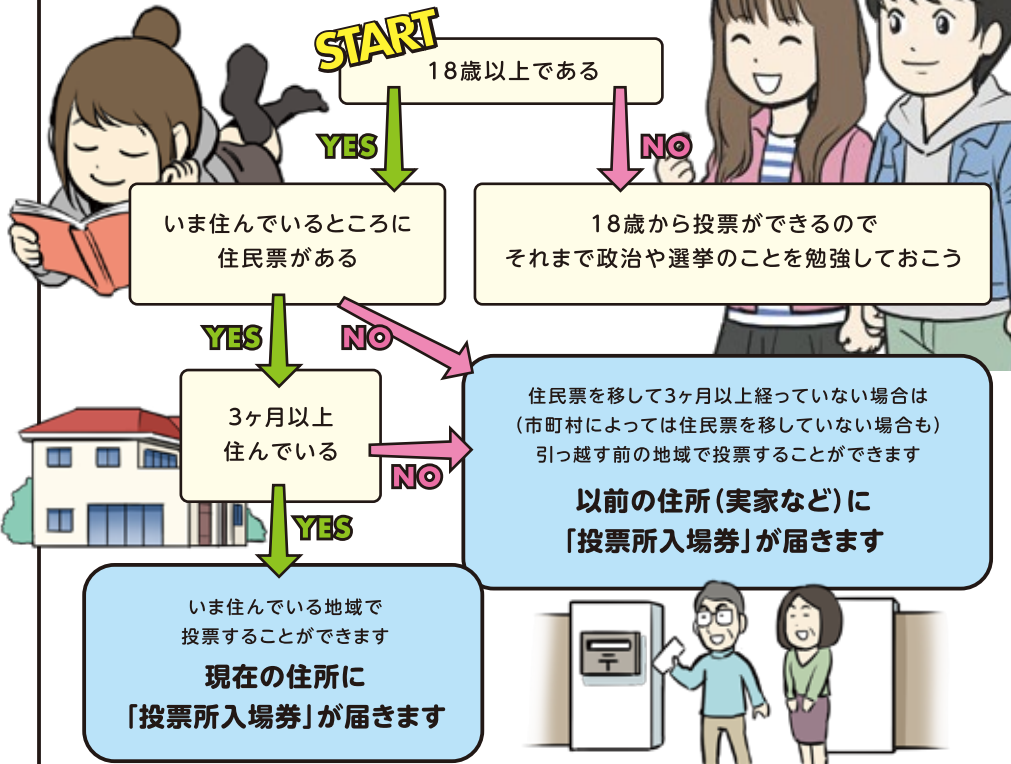
投票所入場券をなくしたり、忘れたりしても、選挙人名簿で照らし合わせた上で、本人確認ができればOKです

5限目

投票ってどうやるの?



住民票と投票に行く場所のルール



※例外もあるため、届かない場合はお近くの選挙管理委員会にご確認ください。

選挙期間中
旧住所地に戻れない方は
「不在者投票」を
利用することができます
(P 21、22 参照)

住民票を移してから
3ヶ月経っていない場合は
旧住所地に帰って
投票に行きましょう！

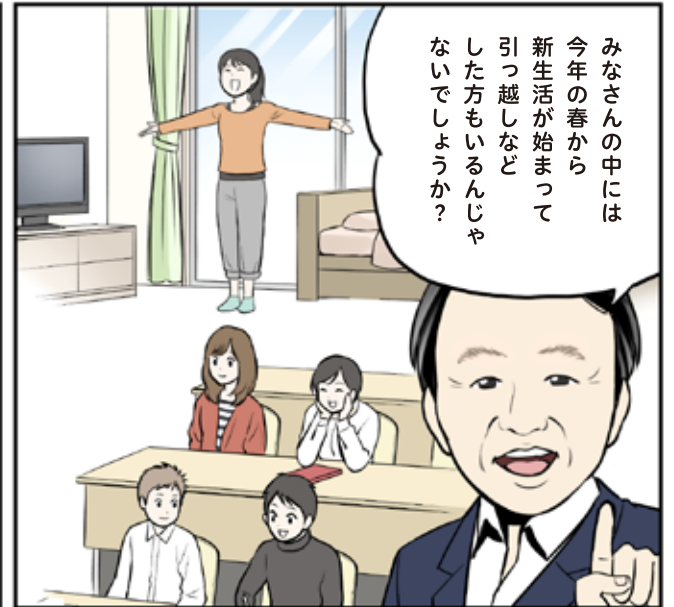
6限目

引っ越ししたら、どうなるの？

選挙で投票するには
18歳以上であること
以外に「選挙人名簿」に
登録されています
必要があります



みなさんの中には
今年の春から
新生活が始まって
引っ越しなど
した方もいるんじや
ないでしょうか？



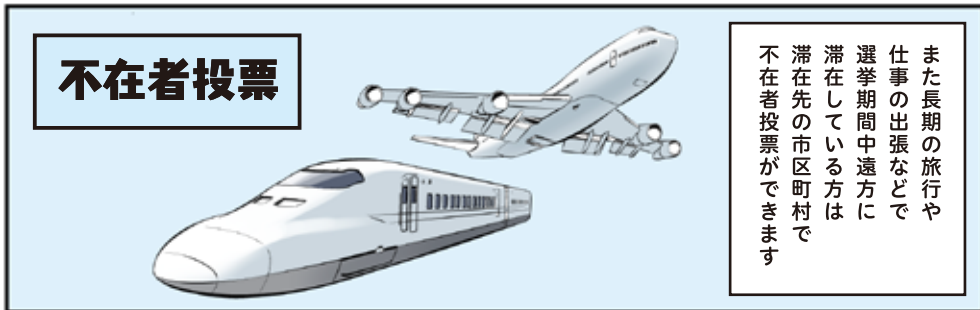
その市区町村に
3ヶ月以上
住んでいることが
必要です

3ヶ月

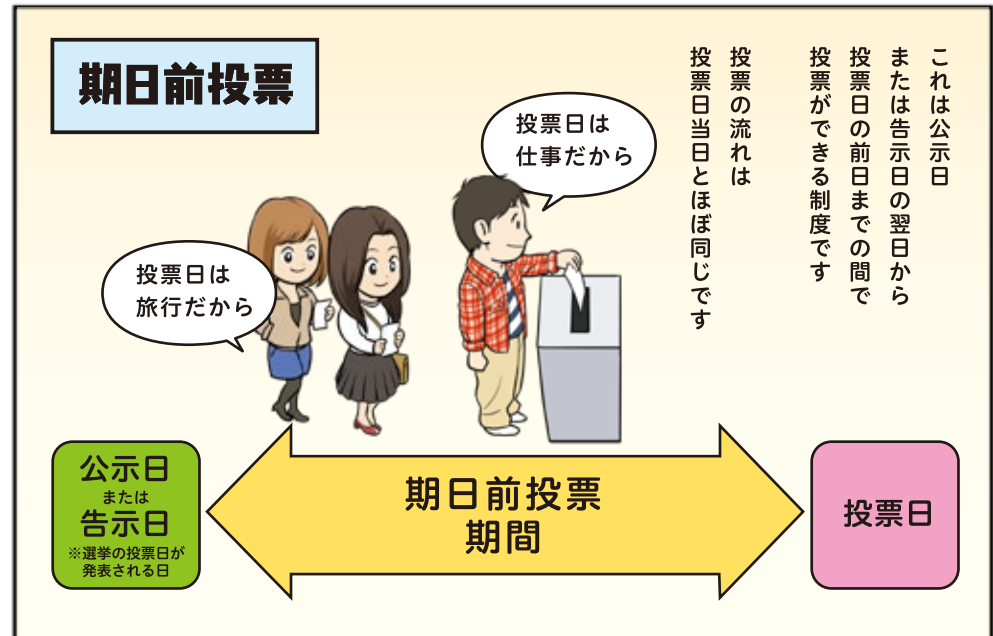
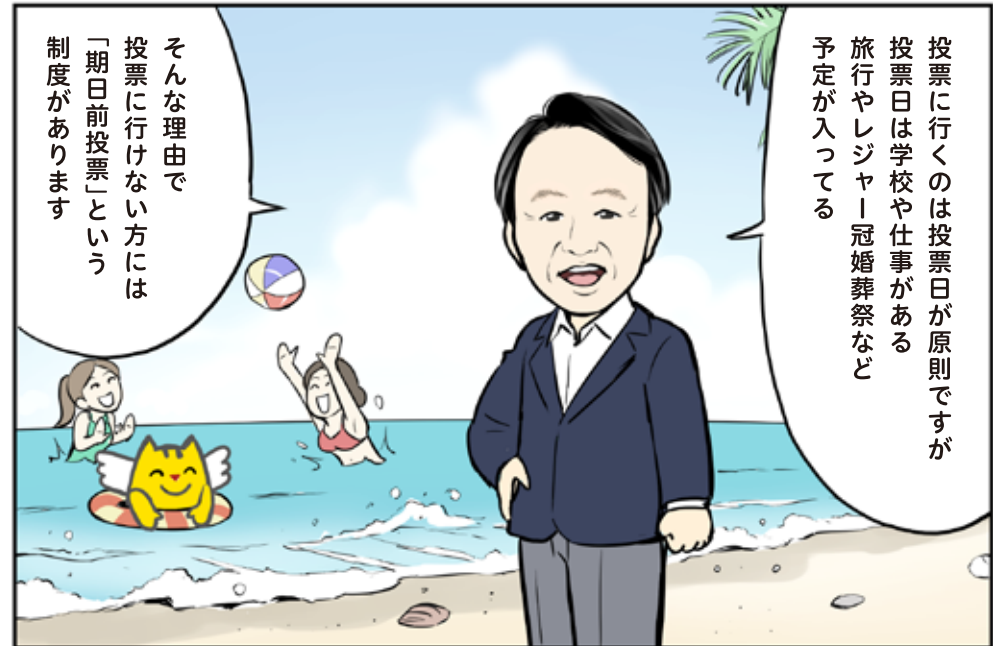
「選挙人名簿」は
住民票のある
市区町村で
作成されるのですが

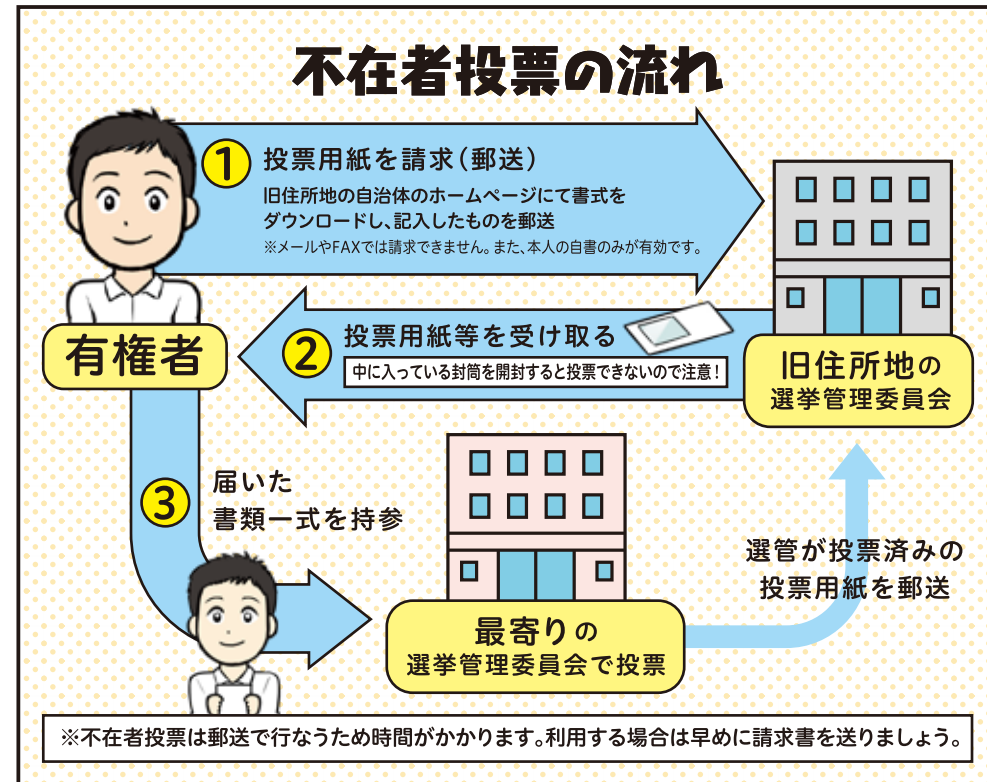
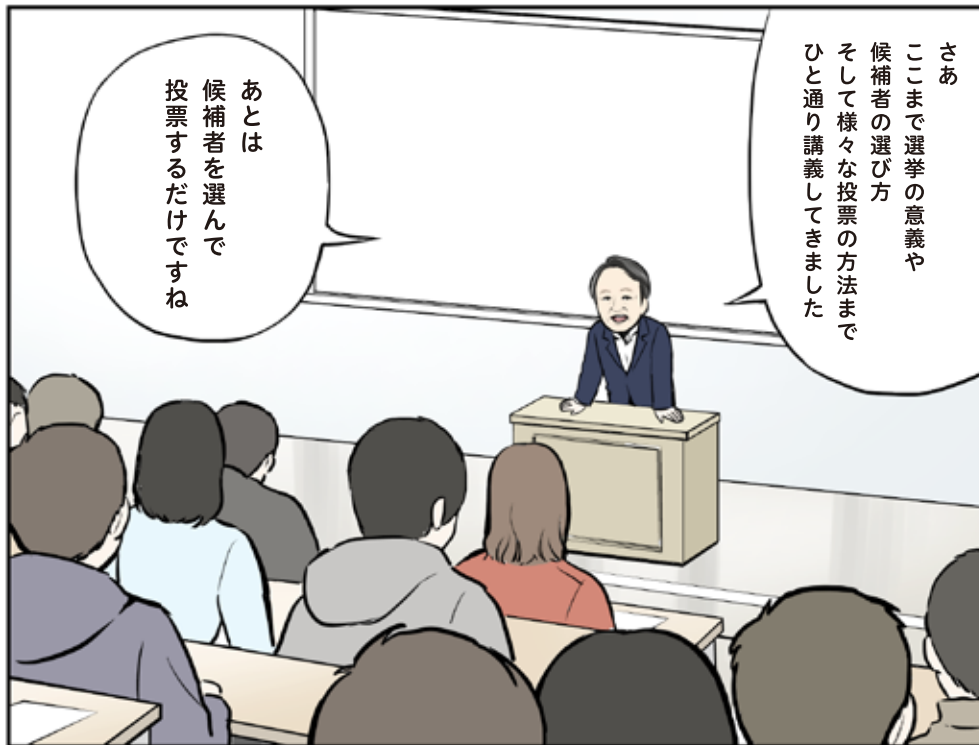
住民票と投票に行く場所の
ルールについて
分かりやすくチャートに
してみました





最終講義 **当日投票できないときはどうするの？**





投票用紙請求書（兼宣誓書）

私は、平成.....年.....月.....日執行の.....選挙の
当日、次の不在者投票の理由に該当する見込みです。
なお、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

（理由（該当する理由の□をチェックしてください。））

仕事、学業、その他（.....）に従事

用事、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在

病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難

住所移転のため、他の市区町村に居住

上記は、真実であることを誓います。 平成.....年.....月.....日

現住所	〒.....
電話番号

1の請求書に書く内容は
このようになっています
選挙管理委員会によって
デザインは様々ですが
記入する内容は同じです